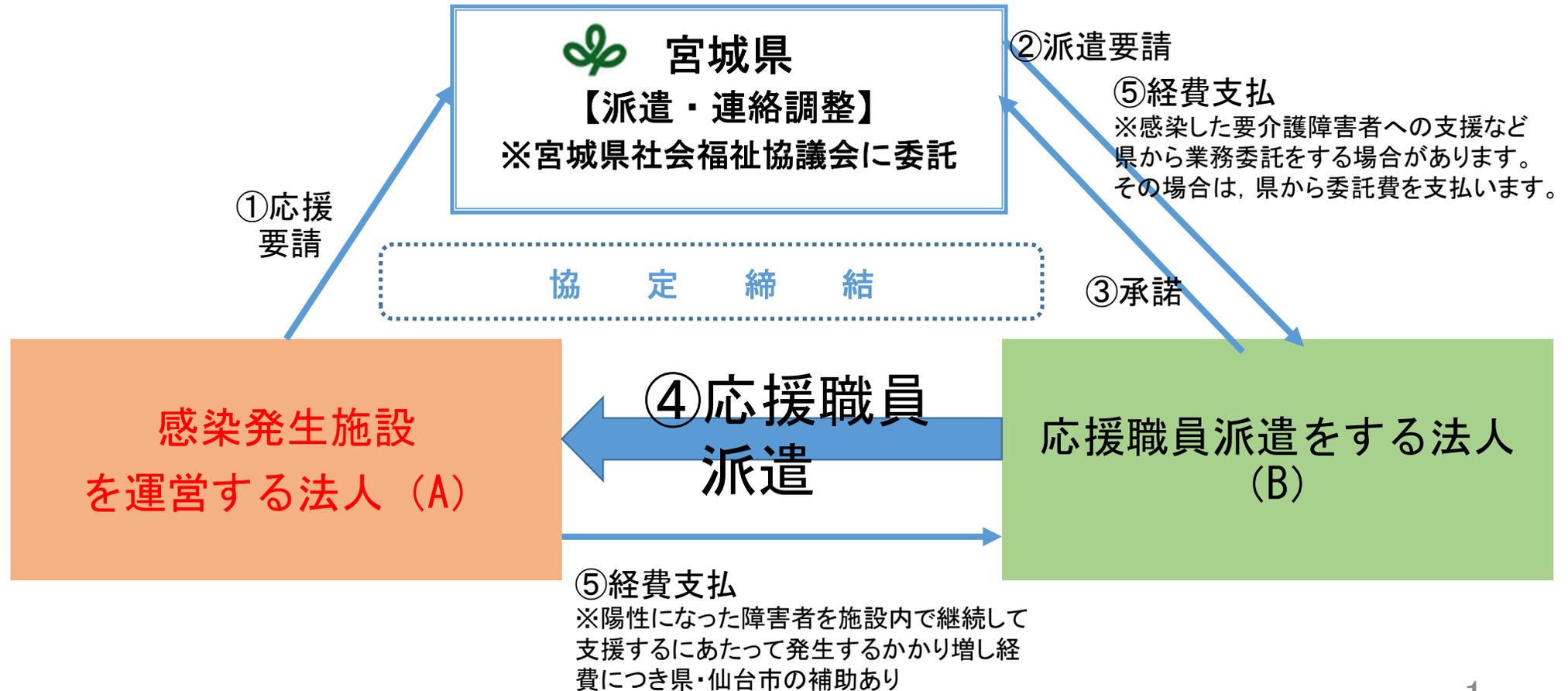


障害福祉サービス事業所等で感染者が発生した場合の応援職員派遣体制について

障害福祉サービス事業所等で、コロナウイルス感染症への感染が発生し、運営法人内での人的確保ができずサービス継続が困難となる場合に備えて、セーフティネット機能として、法人間の応援職員派遣体制を構築しています。(障害児・者入所施設, グループホーム, 生活介護サービス運営法人)



県と協力法人における協定締結の手続き

○協力をお願いしたい事項(例)

- 感染症が発生していない施設への応援派遣
- 感染症が発生した施設における非感染エリアでの支援
- 感染症が発生した施設の感染エリアでの利用者支援
- その他の協力いただける事項

○協力の申出をいただいた法人(障害児・者入所施設, グループホーム, 生活介護サービスの運営法人)と県で応援職員派遣に関する協定を締結させていただきます。

○詳細は, 以下の通知をご確認願います

- 令和4年2月16日付け「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時等の応援職員派遣体制整備への協力について」(依頼)
- 令和4年3月16日付け「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時等の応援職員派遣体制整備への協力について」(再依頼)

宮城県保健福祉部障害福祉課運営指導班

※お問い合わせや協力申出書(様式第1号)の提出は, E-mailでお願いします。

TEL・・・022-211-2558

E-mail・・・syoufukuun@pref.miyagi.lg.jp